

通勤認定事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>西大阪治水事務所</p>	<p>『通勤認定チェックシート』による通勤認定の確認等について（平成27年3月2日事務連絡）に基づき、所属職員111人の通勤認定の確認等を、同年3月末までに行うべきところ、処理期間を過ぎ、4月に実施していた。</p> <p>また、これに伴い、平成27年4月1日付けで転出した職員24人に係る「通勤認定チェックシート」等の新所属への引継を行っていなかった。</p>	<p>收受文書等を関係職員で情報共有し、適正な業務運営を行われたい。</p> <p>【総務サービス課から各所属長への事務連絡】（平成27年3月2日）</p> <p>「通勤認定チェックシート」による通勤認定の確認等について</p> <p>職員の通勤認定については、「通勤認定の取扱いについて（平成27年3月2日人企第2103号）」が平成27年4月1日から実施されることとなりました。</p> <p>つきましては、これに伴い、現に通勤手当を支給されている職員の通勤認定における「届出経路」及び「認定経路」について、当該通知による新たなルールに合致しているかを確認する必要がありますので、貴所属の職員に「平成27年4月以降の通勤認定の取扱い」により新たなルールの概要を周知いただくとともに、「通勤認定チェックシート」及び自宅から自宅最寄駅までの地図等の提出を求め、平成27年4月1日以降、通勤認定を変更する必要があるかについて、3月末までにご確認いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、職員から提出された「通勤認定チェックシート」は、人事異動の際に通勤認定書類に添えて新所属へ引継をしてください。</p>	<p>本件監査結果を所内に周知するとともに、今後は、收受文書等は関係職員で情報共有することとし、適正な業務運営を行うよう注意喚起した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年11月26日）